

自己点検事項

◇ 精神科退院時共同指導料1及び2(B015)

(1) 当該保険医療機関内に、専任の精神保健福祉士が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 精神科退院時共同指導料1の場合は、精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関である。

(適 ・ 否)

(3) 精神科退院時共同指導料2の場合は、精神科を標榜する保険医療機関である病院である。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・専任の精神保健福祉士の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名